

本書は、ガス事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、ガス標準約款および需給契約要綱を必ずお読みください。

なお、ガス標準約款および需給契約要綱は、北海道電力株式会社のホームページ（www.hepco.co.jp）または au エネルギー & ライフ株式会社の指定するホームページ（www.au.com/gas/hokkaido/）でご確認いただけます。

## I. ガスのご契約に関する重要事項

### 1. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たにほくでんガスプラン for au の需給契約（以下「ガスの需給契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめガス標準約款（以下「標準約款」といいます。）とともに、ほくでんガスプラン for au（一般料金）（需給契約要綱）、ほくでんガスプラン for au（F F 暖房給湯）（需給契約要綱）またはほくでんガスプラン for au（家庭用セントラルヒーティング）〔ホッと上手〕（需給契約要綱）（以下「契約要綱」といいます。）および北海道瓦斯株式会社（以下「託送供給会社」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給約款等」といいます。なお、託送供給会社が託送供給約款等を変更した場合には、変更後の託送供給約款等によります。）を遵守することを承諾のうえ、北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）所定の様式によって、au エネルギー & ライフ株式会社（以下「au エネルギー & ライフ」といいます。）を通じて申込みをしていただきます。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約の申込みについて、次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。  
 なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。  
 イ 託送供給約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。  
 ロ 需給契約の締結に必要な事項のうち、託送供給会社が託送供給のために必要な事項について、当社が託送供給会社へ提供すること。  
 ハ ガス事業法令に定める直近の消費機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当社が託送供給会社から提供を受けること。  
 ニ お客さま等の資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス柱までの供給施設について、託送供給会社が工事を実施したものであること。ただし、託送供給会社が特別に認める場合はこの限りではありません。
- (3) お客さまは、ガスを新たに使用するためにガス工事を申し込む場合およびガス栓の増減、内管またはガスメーターの位置替え等供給施設の変更をしようとする場合は、託送供給会社が定めるガス工事約款を承諾のうえ、託送供給会社に申込みをしていただきます。
- (4) 原則として当社が提供する We b サービス「ほくでんエネモール」にご登録いただけます。
- (5) 契約先を他社から当社へ変更される場合には、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。  
 イ 現在のガスのご契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等の請求を受ける可能性があります。  
 ロ 現在のガスのご契約においてポイント等のサービスがある場合には、解約したくないポイント等が失効する場合があります。  
 ハ 現在のガスのご契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約したくない継続利用期間が消滅する場合があります。  
 ニ 現在のガスのご契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社との契約中に使用されたガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があります。

### 2. 契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、ほくでんガスプラン for au（一般料金）の場合はイに該当し、ほくでんガスプラン for au（F F 暖房給湯）の場合はイおよびロのいずれにも該当し、ほくでんガスプラン for au（家庭用セントラルヒーティング）〔ホッと上手〕の場合はイおよびハのいずれにも該当し、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、託送供給会社との託送供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、ガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日にかかわらず需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。  
 イ お客さまが、契約要綱より算定されたガス料金を KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）または中継セルラー電話株式会社（以下 KDDI とあわせて「KDDI 等」といいます。）が別に定めるほくでんガスプラン for au 立替払いサービス請求規約に係る契約にもとづき、KDDI に毎月継続してガス料金を立て替えさせる方法（以下「KDDI 立替払いサービス」といいます。）により支払われること。

ロ 専用住宅または併用住宅において、消費機器を使用されること。ただし、併用住宅の場合は、ガスメーターの能力は 10 立方メートル毎時以下といたします。

ハ 専用住宅または併用住宅において、セントラルヒーティングシステムを使用し、その同一の需要場所における使用量が 1 個のガスメーターで計量されること。ただし、併用住宅の場合は、ガスメーターの能力は 10 立方メートル毎時以下といたします。

- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、標準約款および契約要綱による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、ガス事業法第 14 条に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）およびガス事業法第 15 条に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

### 3. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにガスを供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めてガスを供給いたします。

### 4. ガス料金の単価および算定方法

- (1) 月々のガス料金は、基本料金および従量料金（原料費調整額を含みます。）の合計といたします。  
 イ 基本料金  
 1 月の使用量によって 1 月単位で決められた料金です。  
 ロ 従量料金  
 (イ) 1 月の使用量に従量料金単価を乗じて算定いたします。  
 (ロ) 原料費調整単価に使用量を乗じた金額を原料費調整額として差し引き、または加えて算定いたします。
- (2) 原料費調整単価は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等でお知らせいたします。
- (3) ガス料金の単価は、以下のとおりです。

#### イ ほくでんガスプラン for au（一般料金）

料金表	1 月のガスご使用量	基本料金/(月)	従量料金/(m <sup>3</sup> )
A	0m <sup>3</sup> から 15m <sup>3</sup> まで	925 円 76 銭	196 円 59 銭
B	15m <sup>3</sup> をこえ 50m <sup>3</sup> まで	1,424 円 07 銭	163 円 35 銭
C	50m <sup>3</sup> をこえ 200m <sup>3</sup> まで	1,971 円 88 銭	152 円 41 銭
D	200m <sup>3</sup> をこえ 800m <sup>3</sup> まで	7,544 円 90 銭	124 円 56 銭
E	800m <sup>3</sup> をこえる場合	9,708 円 60 銭	121 円 87 銭

#### ロ ほくでんガスプラン for au（F F 暖房給湯）

料金表	1 月のガスご使用量	基本料金/(月)	従量料金/(m <sup>3</sup> )
A	0m <sup>3</sup> から 15m <sup>3</sup> まで	1,507 円 77 銭	179 円 77 銭
B	15m <sup>3</sup> をこえ 30m <sup>3</sup> まで	2,046 円 30 銭	143 円 90 銭
C	30m <sup>3</sup> をこえ 80m <sup>3</sup> まで	2,908 円 65 銭	115 円 17 銭
D	80m <sup>3</sup> をこえる場合	3,441 円 90 銭	108 円 50 銭

#### ハ ほくでんガスプラン for au（家庭用セントラルヒーティング）〔ホッと上手〕

料金表	1 月のガスご使用量	基本料金/(月)	従量料金/(m <sup>3</sup> )
A	0m <sup>3</sup> から 15m <sup>3</sup> まで	2,695 円 00 銭	124 円 86 銭
B	15m <sup>3</sup> をこえ 30m <sup>3</sup> まで	2,899 円 60 銭	111 円 22 銭
C	30m <sup>3</sup> をこえ 80m <sup>3</sup> まで	3,364 円 90 銭	95 円 71 銭
D	80m <sup>3</sup> をこえる場合	4,337 円 30 銭	83 円 55 銭

### 5. 検 針 日

検針日は、託送供給約款等により、託送供給会社が払出地点ごとに定例検針を行なう日としてあらかじめ定められた日といたします。

## 6. ガス料金の算定期間

- (1) ガス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、ガス料金は、当該期間を「1 月」として算定いたします。ただし、ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のガス料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 需給契約の開始、消滅等があった場合には、ガス料金を日割計算いたします。

## 7. 使用量の算定

- (1) ガス料金の算定期間における使用量は、お客さまに係る払出地点について、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量といたします。
- (2) 当社は、託送供給会社から受領した検針の結果を原則として「ほくでんエネモール」によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) ガスメーターの故障等によりガス量を正しく計量できなかった場合には、ガス料金の算定期間の使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 8. ガス料金その他の支払方法

- (1) ガス料金については毎月、KDDI 立替払いサービスにより支払っていただくものと し、ガス料金が KDDI により当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、お客さまから当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 工事負担金等相当額その他についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

## 9. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

当社は類別 13A のガスを供給いたしますので、13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱量	標準熱量：45 メガジュール	最低熱量：43.5 メガジュール
圧力	最高圧力：2.5 キロパスカル	最低圧力：1.0 キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度：47	最低燃焼速度：35
	最高ウォッパ指数：57.8	最低ウォッパ指数：52.7
	供給ガスの属するガスグループ：13A	

## 10. 使用場所への立入り

当社または託送供給会社は、必要な業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、係員をお客さまの供給施設または消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

## 11. 違 約 金

- (1) お客さまがガス工作物の改変等によって不正にガスを使用し、そのためにガス料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、標準約款および契約要綱に定める供給条件にもとじて算定された金額と、不正な使用方法にもとじて算定された金額との差額といたします。

## 12. 供給または使用の制限等

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 当社は、次の事由のいずれかに該当する場合には、託送供給会社の求めによりガスの供給を制限もしくは中止（以下「制限等」といいます。）し、またはお客さまに使用の制限等をしていただくことがあります。
  - イ 当社の注入ガス量が託送供給会社の通知する注入指示量と著しく乖離する場合
  - ロ お客さまが 10（使用場所への立入り）に反して託送供給会社の行なう作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
  - ハ お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合
  - ニ お客さまが、20（供給施設の保安責任）、22（保安に対するお客さまの協力）および 23（お客さまの責任）の保安に係る託送供給会社への協力または責任に反した場合
- (2) 当社が(1)にかかわらずガスの供給の制限等をしない場合には、託送供給会社によりガスの供給の制限等をされることがあります。この場合、託送供給会社は、必要に応じてお客さまに対し、ガスの供給の制限等をする旨をお知らせすることがあります。
- (3) 託送供給会社は、次の場合には、ガスの供給の制限等をする場合があります。また、託送供給会社は、必要に応じてお客さまに対し、ガスの供給の制限等をする旨をお知らせすることがあります。
  - イ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
  - ロ ガス工作物に故障が生じた場合
  - ハ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理および取替等

含みます。）のため特に必要がある場合

- ニ 法令の規定による場合
  - ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合（22〔保安に対するお客さまの協力〕(4)の処置をとる場合を含みます。）
  - ト 保安上またはガスの安定供給に必要な場合（22〔保安に対するお客さまの協力〕(4)の処置をとる場合を含みます。）
  - チ その他託送供給会社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
- (4) 託送供給会社がガスの供給の制限等をしたことに対するお客さまからの問い合わせ等に対しては、当社が対応いたします。
  - (5) 当社は、ガスの供給または使用の制限等ともなうガス料金の減額を行いません。

## 13. 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 3（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合ならびに 12（供給または使用の制限等）(1)、(2)および(3)によってガスの供給の制限等をし、またはお客さまに使用の制限等をしていただいた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 16（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) ガス漏れその他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) お客さまの故意または過失によって、当社が託送供給会社から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

## 14. 需給契約の変更

お客さまがガスの需給契約の変更を希望される場合は、新たにガスの需給契約を希望される場合に準ずるものとし、当社に申込みをしていただきます。ただし、適用を受ける契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針日といたします。この場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

## 15. 需給契約の廃止

お客さまが、標準約款および契約要綱にもとづくガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉鎖その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

## 16. 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
  - イ 2（契約の成立および契約期間）(1)イに定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合
  - ロ 12（供給または使用の制限等）(1)によってガスの供給の制限等をされたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
  - ハ お客さまが他の契約（既に消滅しているものを含みます。また、電気の需給契約を含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ニ 標準約款および契約要綱によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（保証金、違約金、工事負担金等相当額その他標準約款および契約要綱から生じる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
  - ホ 10（使用場所への立入り）に掲げる当社の係員の行なう作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合
  - ヘ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
  - ト お客さまがその他標準約款および契約要綱に反した場合
- (2) お客さまが、需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所から移転され、ガスを使用されていないことが明らかでない場合には、ガスを使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものとし、原則として、当社は、需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉鎖その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行ないます。
- (3) (1)によって、当社が需給契約を解約する場合には、当社は、解約日に需給を

終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行いません。

#### 17. 需給契約消滅後の関係

お客さまは、託送供給会社が、需給契約の消滅後も、ガスメーター等、託送供給会社所有の供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾をえて、その場所に引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

#### 18. ガス工事

- (1) ガス工事は、託送供給会社に申込みをしていただき、託送供給会社が施工いたします。ただし、託送供給会社が託送約款等で定める一定の工事は、託送供給会社の承諾工事人に申込みをしていただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) 内管およびガス栓はお客さま等の所有とし、お客さま等の負担で設置していただきます。
- (3) お客さま等のために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さま等の所有とし、お客さま等の負担で設置していただきます。
- (4) お客さま等の申込みによりそのお客さま等のために設置される整圧器は、お客さま等の所有とし、お客さま等の負担で設置していただきます。
- (5) お客さま等の申込みによりそのお客さま等のために設置される昇圧供給装置は、お客さま等の所有とし、お客さま等の負担で設置していただきます。
- (6) ガスメーターは、託送供給会社所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さま等に負担していただきます。
- (7) お客さま等の所有の供給施設の修繕費はお客さま等に負担していただきます。
- (8) 本支管および整圧器（(4)の整圧器は除きます。）は、託送供給会社の所有とし、託送供給会社が託送約款等で定める負担額を超えるときは、その差額を消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さま等に負担していただきます。
- (9) その他託送約款等にもとづく託送供給を介してお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

#### 19. 工事負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が託送供給会社から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申受けします。
- (2) 当社が託送供給会社から、工事完成後、工事負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

#### 20. 供給施設の保安責任

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、お客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 託送供給会社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 託送供給会社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。  
なお、託送供給会社は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

#### 21. 周知および調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報知機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていない風呂が、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。

#### 22. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感じたときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、託送供給会社に通知していただきます。この場合、託送供給会社が、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社または託送供給会社は、ガスの供給または使用が中断された場合、その中

断の解除のためにマイコンメーターの復旧操作等をお客さまにさせていただくことがあります。

なお、その方法は、当社または託送供給会社がお知らせいたします。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて託送供給会社に通知していただきます。

- (3) お客さまは、20(供給施設の保安責任)(3)および21(周知および調査義務)(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社または託送供給会社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設または消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) 託送供給会社は、お客さまが託送供給会社の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは9(供給ガスの熱量、圧力および燃焼性)に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、託送供給会社が設置したガスメーターについては、検針ならびに検査および取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 託送供給会社は、必要に応じてお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線内の供給施設の管理等について、お客さまと協議させていただくことがあります。

#### 23. お客さまの責任

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、21(周知および調査義務)(1)により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、託送供給会社の指定する場所に託送供給会社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）は、お客さまに負担していただきます。
- (3) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、標準約款に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみで使用していただきます。
- (4) お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第62条が定める次の事項を遵守するものといたします。  
イ 託送供給会社の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。  
ロ 仮に技術基準に適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと。  
ハ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であつて、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

#### 24. 供給施設等の検査

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合を除きます。
- (2) お客さまは、託送供給会社に内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器および標準約款で定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかどうかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまに負担していただきます。

#### 25. お客さまに関する情報の取扱い

- (1) お客さまは、当社が託送供給会社に21(周知および調査義務)(2)の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供することについて、承諾するものといたします。
- (2) お客さまは、消費段階における事故が発生した場合、託送供給会社が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

#### 26. その他

- (1) 契約期間の満了に先だって、原則として適用を受ける契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (2) 契約要綱の契約種別から他の契約種別に変更された後1年間は、原則として他の契約種別に変更される前に適用を受けていた契約要綱を適用いたしません。
- (3) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、標準約款および契約要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス標準約款および需給契約要綱によります。  
イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度においてガス料金を変更するとき。

- 託送料等の変更または法令の制定もしくは改廃により、標準約款および契約要綱を変更する必要がある場合
- ハ その他、標準約款および契約要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- (4) 標準約款および契約要綱を変更する場合には、当社は、標準約款および契約要綱の変更前、変更内容、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃による当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更ともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。
- (5) ほくでんエネメールの利用に関する諸条件は、ほくでんエネメール利用規約に定めるところによります。
- なお、ほくでんエネメール利用規約は、ほくでんエネメールホームページ（[www.enemall.hepco.co.jp](http://www.enemall.hepco.co.jp)）でご確認ください。
- (6) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- (7) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、標準約款および契約要綱に定めるところによります。
- (8) KDDI 立替払いサービスについて、本書に記載のない事項については、KDDI 等が別に定めるほくでんガスプラン for au 立替払いサービス請求規約に定めるところによります。
- (9) 当社は、au エネルギーホールディングス株式会社、au エネルギー & ライフおよび KDDI 等（以下 au エネルギーホールディングス株式会社および au エネルギー & ライフとあわせて「au エネルギーホールディングス等」といいます。）との間で、お客さまの契約に関する情報を共同利用することがあります。
- イ 共同利用の目的：KDDI 立替払いサービスおよび au エネルギーホールディングス等が実施するポイント割引サービスの提供
- 共同利用する項目：当社が、ガスの需給契約の申込みにおいて取得する氏名、住所、電話番号等の全てのお客さまの情報
- ハ 共同利用する範囲：au エネルギーホールディングス等
- ニ 「共同利用する項目」において定めるお客さまの情報の管理責任者：当社

## 27. 上記以外のガスプランごとの重要事項

- (1) ほくでんガスプラン for au（FF 暖房給湯）
- ほくでんガスプラン for au（FF 暖房給湯）の適用を受けるお客さまが、2（契約の成立および契約期間）(1)の条件を満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ほくでんガスプラン for au（一般料金）にもとづきガス料金として算定される金額とすでに申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。
- (2) ほくでんガスプラン for au（家庭用セントラルヒーティング）〔ホット上手〕
- ほくでんガスプラン for au（家庭用セントラルヒーティング）〔ホット上手〕の適用を受けるお客さまが、2（契約の成立および契約期間）(1)の条件を満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ほくでんガスプラン for au（一般料金）にもとづきガス料金として算定される金額とすでに申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

## II. そ の 他

別途定めるキャンペーンの適用を受ける場合の適用条件、実施概要等の詳細については、当社のホームページ（[www.hepco.co.jp](http://www.hepco.co.jp)）または au エネルギー & ライフの指定するホームページ（[www.au.com/gas/hokkaido/](http://www.au.com/gas/hokkaido/)）等に掲載しているキャンペーン実施規約をご確認ください。

## クーリングオフについて

次の事項は、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」および「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

1. お客さまが「訪問販売」および「電話勧誘販売」で契約された場合、本書面を受領した日から 8 日を経過する日までの間は、書面または当社のホームページ上のレインボーポストメールフォーム（[www.hepco.co.jp/mailpost/mailpost.html](http://www.hepco.co.jp/mailpost/mailpost.html)）を通じてメールにより無条件での申込みの撤回または契約の解除を行なうこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが、書面を発信し、またはメールを通知したときから発生します。
2. 前項の場合、お客さまは、
  - ① 解約手数料および違約金の支払いを請求されることがありません。
  - ② すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。
  - ③ ガスを消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
  - ④ すでに料金の一部または全部を支払っている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。
  - ⑤ ガスの供給とともない、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客さまが困惑し、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面または当社のホームページ上のレインボーポストメールフォーム（[www.hepco.co.jp/mailpost/mailpost.html](http://www.hepco.co.jp/mailpost/mailpost.html)）を通じてメールによりクーリングオフすることができます。

## 【お問い合わせ先】

### ● 契約に関するお問い合わせ

ほくでんガスプランコールセンター

（電話番号）0120-370-255

受付時間：平日 9:00～17:00

（休業日：土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日、5月1日）

北海道電力株式会社

（ガス小売事業者登録番号 B0058）

所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地

### ● 請求・収納に関するお問い合わせ

KDDI お客さまセンター

（電話番号）0120-925-881

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

（販売代理店）au エネルギー & ライフ株式会社

所在地 〒102-8460 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号